

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和3年6月10日

旭川市長 西川 将人

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 永山市民交流センター草刈業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

永山市民交流センター第二駐車場及び旧旭川農業高等学校グラウンド跡地の草刈及び刈草の収集

イ 履行期間

令和3年7月1日から令和3年9月30日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市永山3条19丁目4番15号 永山市民交流センター内

旭川市市民生活部永山支所

電話 0166-48-1111

2 契約の相手方の選定基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年5月25日法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として旭川市長の認定を受けた者であり、かつ、当該業務を受託できる者。

3 契約の相手方の決定方法

上記2より、公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴し、その見積金額が予定価格内の場合、契約を締結する。